

北九州市監査公表第 17号

平成29年 2月24日

北九州市監査委員 江 本 均  
同 廣 瀬 隆 明

平成28年12月28日付で地方自治法第242条第1項により提出された北九州市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

## 目 次

|                                         | 頁   |
|-----------------------------------------|-----|
| 第1 監査請求の内容 .....                        | 1   |
| 1 請求人 .....                             | 1   |
| 2 請求書の提出日 .....                         | 1   |
| 3 請求の内容 .....                           | 1   |
| 第2 監査委員の除斥 .....                        | 6   |
| 第3 要件審査 .....                           | 6   |
| 第4 監査請求の受理 .....                        | 6   |
| 第5 政務活動費制度の概要 .....                     | 6   |
| 1 政務活動費制度の経緯、現状等 .....                  | 6   |
| 2 政務活動費関連法令等 .....                      | 8   |
| 第6 監査の実施 .....                          | 1 1 |
| 1 監査対象事項 .....                          | 1 1 |
| 2 監査対象部局 .....                          | 1 1 |
| 3 監査の方法 .....                           | 1 1 |
| 4 請求人の証拠の提出及び陳述 .....                   | 1 2 |
| 5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員<br>の聴取 ..... | 1 2 |
| 6 関係人調査 .....                           | 1 4 |
| 第7 監査の結果 .....                          | 1 6 |
| 1 基本的な考え方 .....                         | 1 6 |
| 2 監査委員の判断 .....                         | 1 7 |
| 3 結論 .....                              | 2 0 |
| 第8 監査委員の意見 .....                        | 2 0 |
| 別紙1 請求人の主張に対する説明・意見等 .....              | 2 1 |

## 北九州市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 監査請求の内容

#### 1 請求人 (略)

#### 2 請求書の提出日 平成28年12月28日

#### 3 請求の内容

(「北九州市職員措置請求書」の原文のまま掲載)

### 第1 違法性・不当性ある各会派の平成27年度政務活動費の支出

#### 1 長期欠席議員の政務活動費について

A議員は、病気を理由に約2年4か月間、本会議や委員会を全て欠席していることが本年1月になってマスコミ各社より報道された(甲1)。

これを受けて、北九州市議会には、このような長期欠席の場合に報酬を減額することを協議するための検討委員会が設置されている(甲2)。

さらには、A議員の長期欠席に関連して、市議会の自民党会派が政務活動費の一部(360万円)を返還するとの報道が本年4月11日になされている(甲3)。

しかし、今日まで政務活動費の返還はなされていない。

市議会議員の職務の中心は、本会議や委員会への出席である。政務調査活動は、それによって得た知識や情報などを本会議や委員会に反映させてこそ意味がある。本会議や委員会を全て欠席しながら政務活動費を支出することは政務活動費の趣旨に反しており、明らかに不当・違法である。

また、職務の本分たる本会議や委員会への出席が出来ないような病状においては、政務調査活動が出来ないことも明かである。仮に、同議員が「本会議や委員会は欠席したが、政務調査活動は行ってきた」と主張するなら、本会議・委員会をないがしろにする姿勢と言わざるを得ない。その姿勢自体極めて問題であるが、本会議や委員会に出席できない病状でありながら、どのような政務調査活動を行ったのか証拠と共に詳細な主張を行うべきである。証拠の提出と詳細な主張が出来なければ、同議員の政務活動費の支出は全額不当違法と言わざるを得ない。

仮に全額が不当違法とまではいえなくとも、自民党会派が一旦は返還を決めた360万円の支出が不当違法であることは明らかである。

## 2 B議員の事務所費について

B議員は、事務所費について「政務調査室と後援会事務所(資金管理団体)は別の場所にある。政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている為、100%を計上」(甲10)として、以下の費用を政務活動費から全額支出している(甲11)。

- (1) 事務所駐車場借上費
- (2) 固定電話料金
- (3) 事務所清掃用具等の使用料(ダスキン)
- (4) 事業系ごみ専用袋代
- (5) 電気料金
- (6) ガス料金
- (7) NHK放送受信料
- (8) コピー機リース代
- (9) コピー機使用料
- (10) 電話機リース料
- (11) 事務用品
- (12) 事務所用品
- (13) 事務所暖房用灯油代
- (14) 上下水道料金

しかしながら、B議員が政務調査室と主張する〇区〇町の事務所は、「後援会事務所」という看板は複数掲げられているが、「政務調査室」という看板は見あたらない(甲4)。この点は、インターネット上でも同じであり、「B後援会事務所」で検索すると、〇区〇町の事務所が後援会事務所として出てくるが(甲5)、「B政務調査室」で検索しても何も出てこない(甲6)。

以上の次第であり、B議員が主張する「政務調査室と後援会事務所(資金管理団体)は別の場所にある。政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている」という主張は虚偽である。

看板の掲示状態やインターネットの検索結果からすれば、〇区〇町の事務所は後援会事務所そのものであり、同事務所の維持管理にかかる費用に政務活動費を支出することは明確に違法である。

また、B議員は、事務所費として「会派控室の電話代」を10割政務活動費から支出しているが、添付されている納入通知書によると「私用電話料」となっており(甲12)、政務活動費の支出が許される通話料ではない。

以上の次第であり、B議員の支出した事務所費84万7403円(甲7)は違法支出である。

### 3 C議員の事務所費について

C議員は後援会事務所としても利用している事務所の賃料として、毎月7万8500円を政務活動費から支出しているが、開示している領収書の金額も7万8500円であり、いわゆる按分率の計算を行っていない（甲13）。

後援会事務所の賃料として政務活動費を支出することが許されないことは明らかである。

そして、同一の事務所で後援会活動を行っているのであれば、7万8500円の支出の半額に相当する3万9250円については、後援会事務所の賃料に該当するから、その12ヶ月分である47万1000円が違法支出となる。

### 4 D議員の事務所費について

D議員は「駐車場は5台分あるが、3台分を政務活動来客用駐車場に充てている」（甲8）として、来客用駐車場3台分の駐車料金2万2000円を毎月政務活動費から支出している。

しかし、来客用の駐車場が常時3台分も必要とは到底考えられない。議員の多くは駐車場代を政務活動費から支出する場合も、1台分に限っており、D議員の3台分の駐車料金支出のうち2台分は不要不急なもので、違法不当な支出である。

よって、 $2万2000円 \times 12ヶ月 \times 2 / 3 = 17万6000円$ は違法支出である。

## 第2 北九州市の損害

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第7条によると、その年度において政務活動費に残余があるときは、市に返還されることとなっている。

第1項でのべたような違法不当な政務活動費の支出により、本来、市に返還されるべき平成27年度政務活動費の残余额が、少なくとも509万4403円（360万円+84万7403円+47万1000円+17万6000円）減少しており、これだけの損害が市に発生している。

よって、監査委員は、前述の支出について、違法・不当な点がないか監査を行うべきである。そして、監査により違法不当な点が明らかとなった場合は、北九州市長に対して、違法・不当な支出の全額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。

なお、青森地方裁判所の平成18年10月20日付判決（平成17年（行ウ）4号、甲9）は、判決書12頁において、「議員が政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、これを補足する

具体的な説明も行わない場合には、…これを正当な政務活動費の支出であると認めることはできない」と判示している。監査委員においては、この判決の趣旨に則って監査を行うべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

### 事実を証する書面

本文中で指摘している以下の甲号証

甲1号証 2016年1月21日付 朝日新聞デジタルの新聞記事

甲2号証 2016年2月17日付 朝日新聞の新聞記事

甲3号証 2016年4月11日付 小倉タイムスの記事

甲4号証の1乃至2 (住所)の写真

撮影日:2016年9月23日

撮影者:請求人代理人弁護士 略

甲5号証 「B 後援会事務所」での検索結果画面

甲6号証 「B 政務調査室」での検索結果画面

甲7号証 B議員の政務活動費収支報告書

甲8号証 D議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙

甲9号証 青森地方裁判所平成18年10月20日付判決

(平成17年(行ウ)4号政務調査費返還履行請求事件)

甲10号証 B議員が事務所費について「政務調査室と後援会事務所(資金管理団体)は別の場所にある。政務調査室では、「調査研究活動とその他の議員活動をしている為、100%を計上」としていることの確認について

甲11号証 B議員が事務所費で(1)事務所駐車場借上費～(14)上下水道料金を支払っていることの確認について

甲12号証 B議員の電話代の納入通知書の確認について

甲13号証 C議員の賃料の確認について

以上

- 注1 請求書の内容は、平成29年1月24日及び同年2月14日付で提出された「補正書」の内容を反映させた。
- 2 請求人の氏名等は略した。
- 3 プライバシー保護の観点から、個人名は記号化し、住所は省略した。
- 4 見出し符号は、本文に合わせた。

(事実を証する書面は記載省略)

## 第2 監査委員の除斥

後藤雅秀監査委員（平成29年2月9日任期満了）及び三宅まゆみ監査委員（平成29年2月9日任期満了）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、本件監査に当たっては、除斥とした。

## 第3 要件審査

請求人は、平成27年度政務活動費の支出について、北九州市議会議員A、B、C及びDの違法・不当な公金支出の有無を監査し、北九州市長（以下「市長」という。）に対して、関係会派に違法・不当な支出の全額の返還を命じる勧告を求めていることから、市長が関係会派に対し不当利得返還請求権を行使していないという、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」についての監査を求めているものと認められる。

また、地方自治法第242条第2項は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができないと規定しているが、怠る事実については、不作為としての性質上、これを制限しないものとされており（最高裁判所昭和53年6月23日判決）、1年の期間制限を適用すべきではないと判断される。

## 第4 監査請求の受理

地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしていることから、平成29年1月12日、監査請求の受理を決定した。

## 第5 政務活動費制度の概要

### 1 政務活動費制度の経緯、現状等

#### (1) 制度制定前の市政調査研究費

北九州市議会議員の市政に関する調査研究に資するため、「北九州市議会における各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則」に基づき、市政調査研究費を交付していた。

#### (2) 政務調査費及び政務活動費の法制化

##### ア 政務調査費

平成12年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成12年法律第89号）が成立し、地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。

これは地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大するなかで、地方議会が担う役割はますます重要なものとなり、地方分権の進展に対応した議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、議会における会派等に対する調査研究費の助成の制度が創設されたものである。

北九州市（以下「本市」という。）では、この地方自治法改正を受け「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号）」及び「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年北九州市規則第25号）」が平成13年4月1日から施行された。

#### イ 政務活動費

平成24年8月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成24年法律第72号）が成立し、「政務調査費」は「政務活動費」と名称変更され、交付目的も「調査研究に資するため」から「調査研究その他の活動に資するため」と改められ、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定める」とこととされた。

本市では、この改正を受け「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」及び「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則」が平成25年3月1日から施行された。

これらの改正の結果、政務活動費の交付の対象は改正前の政務調査費の交付の対象であった調査研究活動に加え、費用弁償の対象となる議会活動を除く会派・議員としての活動に拡大され、「市政に関する要請及び陳情の活動」、「住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動」、「政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等に参加する活動」なども交付の対象となった。

なお、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動等は改正前と同様に交付の対象外である。

#### （3）運用マニュアルの制定

北九州市議会は、政務調査費に関する市民の関心が高まりを見せていることなどから、より適正な執行を図るため、北九州市議会内での自主的な規制として、「政務調査費使途基準の運用マニュアル」を定め、平成23年4月1日からこれを適用することとした。

さらに、地方自治法等の改正により、交付の対象が調査研究活動だけでなく、「市政に関する要請及び陳情の活動」、「政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等に参加する活動」など

に拡大されたことにあわせて「政務活動費使途基準の運用マニュアル」(平成25年3月1日施行。以下「運用マニュアル」という。)に改訂し、運用している。

#### (4) 制度運用向上に向けた取組

北九州市議会においては、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)及び当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)は、情報公開請求制度によらず、北九州市議会事務局(以下「市議会事務局」という。)での簡易な手続で閲覧できるよう、平成13年度分の収支報告書から常時閲覧の方法により公開している。

なお、政務調査費の支出については、使途の透明化を図るため、平成19年度分からは5万円以上の支出に係る領収書等の写しの添付を義務付け、平成23年度分からは全ての領収書等の写しの添付を義務付けて、閲覧の方法による公開の対象としている。

## 2 政務活動費の関連法令等

### (1) 地方自治法

地方自治法第100条第14項及び第15項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とされており、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされている。

### (2) 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)

#### ア 交付対象

北九州市議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。)に対して、交付する。

#### イ 交付額

政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に35万円を乗じて得た額を毎月交付する。

#### ウ 政務活動費を充てることができる経費の範囲

条例第4条第1項では、「市長は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請及び陳情の活動等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るための活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付するもの」とされ、その経費の範

囲は以下のとおりである。

(ア) 調査研究費

市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

(イ) 研修費

政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費

(ウ) 広報費

政務活動及び市政について住民へ報告し、及び広報するために要する経費

(エ) 広聴費

住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費

(オ) 要請・陳情活動費

市政に関する要請及び陳情の活動を行うために要する経費

(カ) 会議費

政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等への参加に要する経費

(キ) 資料作成費

政務活動のために必要な資料の作成に要する経費

(ク) 資料購入費

政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(ケ) 人件費

政務活動を補助する職員の雇用に要する経費

(コ) 事務所費

政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

エ 経理責任者

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

オ 政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出

政務活動費の交付を受けた会派は、経理責任者に収支報告書を作成させ、当該収支報告書に当該支出に係る領収書等の写しを添えて議長及び市長に提出させなければならない。

カ 返還

条例第7条第1項では、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に

において政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、期限を定めて、当該残余の額に相当する額の返還を会派に命ずることができる。」と規定されている。

(3) 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

ア 交付額の確定

規則第6条では、「市長は、条例第6条第2項又は第3項の規定により収支報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき政務活動費の額を確定し、(中略)議長を経由して当該会派又は当該会派の経理責任者であった者に通知するもの」とされている。

イ 会計帳簿等の整理保存

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の経理について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿及び証拠書類を、交付を受けた政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(4) 運用マニュアル

ア 政務活動費の基本指針

(ア) 使途・支出について

- ① 市政に関する政務活動のために必要な活動であること。
- ② 活動内容が条例の使途基準に合致していること。
- ③ 政務活動に要した経費が社会通念上適切であること。
- ④ 支出について説明ができるよう必要書類等を整備していること。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動は、社会通念上、妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、活動に要した費用の実費を支出することを原則とするとしている。

(ウ) 按分による支出

議員活動は、多くの活動が渾然一体となっていて行われており、それらを明確に区分することは困難な場合が考えられるため、政務活動に要した時間や面積の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法であるとしている。

イ 政務活動費の支出が不適切な事例について

不適切な事例として、①交際を目的とする活動、②政党本来の活動、③選挙活動、④後援会活動、⑤私的活動、⑥政務活動費の対象外となる活動(費用弁償の対象となる経費)、⑦経費の二重支出(公務などで旅費等が支給される場合、いかなる理由があっても、政務活動費から旅費等の経費

を別途支出することはできない。)を挙げている。

#### ウ 複数の経費区分に関連する基礎的経費の考え方

複数の経費区分に関連する項目として「公共交通機関の運賃等」、「車の燃料代」、「有料道路代及び駐車料金等」、「車に関わる経費」及び「旅費」が挙げられており、これらの項目を政務活動費として支出することの可否、支出の内容を証する方法、支出額の算出方法などが定められている。

なお、複数の経費区分に属する経費で、それぞれの内訳が明確に算定できない場合は、主たる用途に合算して計上できるとされている。

#### エ 項目別指針

条例に定める政務活動費を充てることのできる経費の範囲として掲げられている10項目について、具体的な取扱いを定めている。

### 第6 監査の実施

本件住民監査請求については、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査対象事項

北九州市議会の各会派における政務活動費の支出に関しては、条例及び規則に用途基準が、運用マニュアルにその運用が定められている。

したがって、請求人の主張について、各会派の政務活動費の支出がこの条例、規則及び運用マニュアルに準拠しているか否かを監査することとなる。

そこで、本件住民監査請求に基づく監査においては、政務活動の有無、政務活動費の支出内容や算出方法について条例、規則及び運用マニュアルに違反していると認められるものはないかを監査の対象事項とした。

#### 2 監査対象部局

市議会事務局

#### 3 監査の方法

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

市議会事務局に対して、請求人の主張に対する説明に関する資料、平成27年度政務活動費交付に係る一連の事跡の提出を要求し、その書類審査を行うとともに、関係職員の陳述を求めた。

さらに、関係会派の政務活動費に関する経理責任者に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づき関係人調査を行った。

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成29年2月1日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、陳述のみ行い、新たな証拠の提出はなかった。また、その際、地方自治法第242条第7項の規定により、市議会事務局の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 政務活動費については、その活動によって得たものを本会議や委員会に反映させ、市民に還元すべきである。しかし、A議員は2年4か月にわたって、本会議と委員会の全てに欠席しており、支出に見合った活動はできないはずであるから、欠席期間中に支出した政務活動費は全て不当であるという視点で監査を行っていただきたい。
- ・ B議員が政務調査室と後援会事務所は別にあると主張し、政務調査室の事務所費については、全て政務活動費から支出している。しかし、同室があるとする場所には後援会事務所の看板が設置されていることから、そこでの活動が全て政務調査活動ということはあるとあり得ないと考えているので、不当支出の返還を市に意見していただきたい。
- ・ C議員は後援会活動と政務活動を同じ場所で行っているが、賃料の領収書の全額を政務活動費から支出している。後援会活動と政務活動が併存しているのであれば、領収書の半額は不当支出に該当すると考えるので、確認していただきたい。
- ・ D議員は、政務活動来客用専用駐車場として、3台の駐車場の費用を政務活動費から支出している。しかし、他の議員の多くは、政務活動用の駐車場としては1台分しか支出していないことから、3台分は明らかに過大な支出であり、この点も調査していただきたい。
- ・ 議員は、自分たちの支出が不当でないと答えるだけでなく、どのような活動を行ったかも説明していただきたい。説明できない場合は、政務活動費は返還するというのが筋であり、監査委員も、その点を確認していただきたい。
- ・ 政務調査費が政務活動費になって、非常に境目が曖昧になっているが、政務活動と政治家としての政党活動は別にあると考えており、その点を厳密に監査していただきたい。
- ・ 監査委員は、形式上の監査ではなく、社会背景なども踏まえて、監査していただきたい。

#### 5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員の陳述の聴取

##### (1) 書類の審査

ア 提出書類

「政務活動費制度」、「請求人の主張に対する説明・意見等」、「政務活動費交付に係る一連の事跡」及び「その他政務活動費交付に関する説明資料」が提出された。

イ 市議会事務局による審査の内容等

提出書類をもとに以下のことが確認された。

市議会事務局は、政務活動費の支出の審査に当たっては、市長の権限に属する事務を補助執行する立場で、会派から提出された収支報告書等について、条例上の使途基準に反することが「明らかにうかがえるか否か。」や記載の不備、あるいは計算ミスの有無などの外形的な審査を行っている。

また、北九州市議会が自主的に策定した「運用マニュアル」に照らして、執行されているかについても、併せて確認している。

ウ 平成27年度政務活動費の状況

(ア) 平成27年4月1日に、9つの会派の代表者名で、所属議員名を添付した政務活動費交付申請書が議長を経由して市長に提出されている。同日付で、当該申請に基づき、会派の所属議員数に35万円を乗じた額を1月分として、暫定期間(3ヶ月分)の総額64,050,000円を交付する旨の決定がなされ、同日付で各会派代表者にそれぞれ通知された。

(イ) 平成27年6月の定例議会において、本予算が成立したので、平成27年7月2日付で、平成27年度の政務活動費交付金総額256,200,000円を交付する決定がなされ、同日付で各会派代表者に通知された。

(ウ) 政務活動費は、各会派の請求に基づき、毎月8日～10日に概算払いで各会派代表者の銀行口座に振り込まれている。

(エ) 収支報告書等の提出については、各会派とも、平成28年4月28日に議長及び市長に提出している。収支報告書には、年間の収入額、使途基準の項目毎に区分した年間支出額と主な支出の内容、差引残額が記載されている。その際、全ての支出に係るものについては、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」に領収書等の写しを添付し、使途基準の項目、支出目的等を記載したものを提出している。

(オ) 市議会事務局において収支報告書等の確認を行い、平成28年5月25日に交付金の額を確定し、同日付で各会派に政務活動費交付額の確定通知を行っている。

なお、6つの会派に対しては、政務活動費返還命令書を発し、戻入が確認されている。

## (2) 関係職員の陳述の聴取

平成29年2月1日、関係職員として市議会事務局の職員から陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 政務活動費の支出の審査に当たっては、収支報告書等について、条例で定められた使途基準に反することが「明らかにうかがえるか否か」及び記載の不備など外形的な審査並びに運用マニュアルに照らして執行されているかも併せて確認しており、その際、平成21年12月17日の最高裁判決を踏まえ、「実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査は予定されていない」との考えで行っている。
- ・ 各会派から使途に関し相談があれば、他都市の運用や裁判例なども参考にしながら情報提供を行うなどの対応をしている。
- ・ 監査請求の内容に対する意見については、提出書類の「請求人の主張に対する説明・意見等」(別紙1参照)のとおりである。
- ・ 平成27年度の請求対象となっている政務活動費の支出については、条例、規則はもちろん、市議会が自主的に定めた運用マニュアルにも従って支出されたものであり、条例上の使途基準に反することが「明らかにうかがえる」とは認められないと考えている。

## 6 関係人調査

### (1) 関係人調査の方法

提出された書類の審査及び関係職員の陳述に加え、条例第5条で設置が義務付けられている各会派の政務活動費に関する経理責任者に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

調査は、

①会派としての政務活動費に対する考え方

②請求人の個別事項に対する会派としての見解

等について、関係会派の経理責任者からの聴き取りによる方法で行うとともに、規則第8条に定める会計帳簿の閲覧を行った。

### (2) 聴取内容

ア 会派としての政務活動に対する考え方

(ア) A、C、D議員 (E会派)

- ・ 運用マニュアルに沿った厳格な運用を行っている。経理責任者が領収書を毎月1枚1枚確認し、疑問が生じた場合は、市議会事務局の意見を聴くとともに、判例の状況及び弁護士等専門家の意見等を参考にしてい

る。

- ・ 所属会派は後払いであるが、経理責任者の段階で、不適切なものは支出を断っている。したがって、請求のあった3件についても、問題ないという見解を持っている。
- ・ 政務活動費は個人のものではなく、会派が支給を受けたものである。

(イ) B議員 (F会派)

- ・ 政務活動費に該当するか否かは、経理責任者が毎月判断を行っており、疑問が生じた場合は、市議会事務局の意見を聴いている。
- ・ 自分の政治活動は、有権者と1対1で陳情や要望を受けるというものであり、組織を作って選挙を戦うという必要性は感じなかった。これらの活動は、自分としては後援会活動とは思っていない。

イ 個別の事項に対する会派としての見解

(ア) A議員 (E会派)

- ・ 政務活動は本会議や委員会への出席などの公務以外の議員活動と捉えている。議員の日常の政務活動で一番多いのは市民からの要望である。これを市の関係部署につなぎ、処理していく。
- ・ A議員については、休養期間中も事務所の政務活動を補助する職員が市民からの要望を受け、その報告を受けたA議員が、当該職員に指示を出している。その内容はファイルにまとめられており、きちんと政務活動を行っていたと考えている。(平成27年8～9月分の相談を受け付けた事跡を綴ったA4ファイル1冊が監査委員に提示された。)
- ・ 小倉タイムスの返還に関する記事(甲3号証)については、検討の途中経過のものが掲載されたものであり、会派としては返還しないという結論になった。

(イ) B議員 (F会派)

- ・ 現在の事務所は、「後援会事務所」の看板を設置しているが、平成10年頃の保守系議員の事務所は、ほとんど後援会事務所と呼んでいたと記憶しており、特に疑問を感じないまま、現在に至っている。
- ・ 自分が会長となっている後援会の届出上の住所は自宅であるが、政治活動は〇区〇町の事務所で行っている。
- ・ 光熱水費については、2階は貸しスペースで別メーターとなっているが、1階と3階は同じメーターである。

(ウ) C議員 (E会派)

- ・ 事務所は、C議員の政務調査室と別の事務所の二つの用途に使用されており、按分もされている。(証拠として、政務活動費として支出していない分の領収書が提出された。)

(エ) D議員 (E会派)

- ・ D議員は、熱心に活動しており、来客も非常に多い。その際、駐車場は多ければ多いほどよいが、3台は常識の範囲内と考えている。

ウ 会計帳簿の調製状況

規則第8条に定める会計帳簿を閲覧したところ、適正なものであった。

## 第7 監査の結果

### 1 基本的な考え方

政務活動費は、市議会の審議機能の充実に資する趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため、地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として市議会の会派に対し交付するものであり、その交付対象、額や政務活動費を充てることができる経費の範囲等は、条例で定められている。

本市では、北九州市議会が自主的に定めた運用マニュアルが、政務活動費を支出する際の具体的な拠り所となっている。平成27年5月15日の福岡地裁における「政務調査費返還請求住民訴訟事件」の判決においても「本件マニュアルは、法規範性を有するものではないが、市議会の会派のうち5名以上の議員が属する会派で構成する議会改革協議会において、本件使途基準の解釈等についてとりまとめられたものであるから、具体的な支出が本件使途基準に該当するか否かの判断に当たって参考にされるべきものであると解される。」と判示されている。

また、平成21年12月17日最高裁判決では「政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」また、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

なお、先に述べた福岡地裁の判決で引用されている平成25年1月25日の最高裁判決では、政務調査費について「議員として議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活

動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに合致しないものとすべきである。」と判示している。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、会派の自主性、自律性を尊重した上で、条例、規則及び運用マニュアルに照らし、外形的に問題がないか、また、社会通念上逸脱したものではないかなどの観点から、その適合性を判断することとした。

## 2 監査委員の判断

請求人の主張する、「違法性・不当性ある各会派の平成27年度政務活動費の支出」については、それぞれの経費について、次のとおり判断する。

### (1) A議員の政務活動費について

請求人は、市議会議員の職務の中心は、本会議や委員会への出席であり、政務調査活動は、それによって得た知識や情報などを本会議や委員会に反映させてこそ意味がある。本会議や委員会を全て欠席しながら政務活動費を支出することは政務活動費の趣旨に反しており、明らかに不当・違法であると主張している。

政務活動とは、前述(第5の(2)イ)のとおり、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動等及び費用弁償の対象となる議会活動を除く会派・議員としての活動であり、具体的には「市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託」をはじめ、「政務活動及び市政についての住民への報告及び広報」、「住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動」、「市政に関する要請及び陳情の活動」なども含まれる。

A議員が政務活動を行っていたかについて、関係人へ聴取したところ、A議員の事務所においては、同議員の指示のもと、政務活動を補助する職員を通じて、平成27年度中も市民からの要望に対応していたとの説明があり、その一部の証左として、同議員の事務所における相談内容等を記録した帳票のファイルが関係人から提示された。

さらに、A議員自身が政務活動を行っていたことは、同議員の住民相談を踏まえた要望に対応した本市の関係課から提出された事跡や同議員が行った執行機関に対する行政事務の照会からも確認できた。

条例においても「住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動」は政務活動として認められており、A議員が長期欠席期間中に政務活動を行っていなかったとは言えない。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には「政務活動を補助する職員の雇用に要する経費」や「政務活動のために必要な

事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

## (2) B議員の事務所費について

### ア 事務所費（会派控室の電話料を除く。）

請求人は、B議員が政務調査室と主張する場所には、後援会の看板がなく、そこで政務活動が行われていたという主張は虚偽であり、B議員が政務活動費で支出した事務所費は違法であると主張している。

B議員については、関係人への聴取により、政務調査室とされる事務所が、政治活動の拠点であるとの説明があった。

市議会事務局への聴取では、同事務所を本市との連絡場所として届出されていたことが確認された。

また、同事務所が政務活動を行う事務所としての機能を有しており、継続的な活動が行われていることも確認できた。

したがって、同事務所において政務活動が行われていたと考えられるが、一方では、政務活動以外の活動も行われていたことも否定できない。

「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には、「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、内容としては、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものである。

しかしながら、政務活動やその他の活動が渾然一体となっている場合は、運用マニュアルに従えば、使用実態に応じて経費を按分して支出する必要がある。その際、政務活動とそれ以外の活動が区分できない場合は、経費全体の3分の2に当たる金額が支出できる上限であるため、少なくとも当該事務所に要する経費の3分の2を超える経費は、政務活動費から支出できないと言わざるを得ない。

ただし、当該事務所に要する経費の3分の2を超える経費については、同議員から収支報告書等の修正分が提出され、平成29年2月16日付けで、当該経費に相当する額が返還されたことが確認できた。

したがって、この修正及び返還により、本市のこうむった損害を補填するための措置を講ずる必要はなくなった。

### イ 会派控室電話料

請求人は、「会派控室の電話代」を10割政務活動費から支出しているが、添付されている納入通知書によると「私用電話料」と記載されており、当該政務活動費による支出は違法であると主張している。

納入通知書にある「私用電話料」の記載については、その発行元である市の関係課に問い合わせたところ、

- ① 私用とは、市費で支払うもの以外のものに対して用いていたものであり、内容としては、会派控室の電話代のことであること。
- ② 平成28年1月分の納入通知書から「会派控室電話料」に改められたこと。

が確認できた。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には、「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものであり、政務活動費からの支出が可能である。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

#### (3) C議員の事務所費について

請求人は、支出の半額は、後援会事務所の賃料に該当するから、政務活動費からの支出は認められず、違法な支出であると主張している。

C議員が提出した事務所の賃料の報告書には、「家賃月157,000円の1/2ずつを政務調査室と後援会事務所で負担している」旨の記載があり、関係人への聴取において賃貸借契約書や残りの半額の領収書から、賃料の総額が月額157,000円であると確認できた。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものである。

さらに、運用マニュアルに従って、按分もされていることから、当該経費の政務活動費からの支出は可能である。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

#### (4) D議員の事務所費について

請求人は、D議員は政務活動来客用駐車場として、3台分を政務活動費から支出しているが、議員の多くは1台分に限っていることから、2台分は不要不急なもので、違法不当な支出であると主張している。

D議員については、駐車場を5台分確保しており、このうち3台分を政務活動用に充てている。

関係人への聴取では、D議員は熱心に活動しているので、来客も非常に

多いとのことであった。

一般的には、複数台での来訪も想定されるため、3台分の駐車場が必要であることも考えられる。

駐車場の台数については、条例や運用マニュアルにおいても台数を制限する規定はない。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものであり、当該経費の政務活動費からの支出は可能である。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

### 3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

本市の政務活動費については、その制度制定の経緯等を踏まえ、条例や規則、さらには独自の運用マニュアルの策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、今回の監査では政務活動費の支出において、結果として勧告には至らなかったものの、使途基準に反する事例があり、政務活動費の適正な執行においては、改善を要するものがあつた。

また、他の地方公共団体において、政務活動費の不正受給事案が相次いで明らかになるなど、より一層、その使途の適正性や透明性の確保に努める必要が生じている。

各会派においては今回の監査の結果や政務活動費に対する市民の関心の高まりを踏まえ、その使途に疑念を持たれることのないよう、これまで以上に、その運用や執行の適正性の確保に努めるとともに、市議会事務局においても、よりの確な審査に不断の努力をされたい。

## 請求人の主張に対する説明・意見等

| 請求の主旨                                    | 説明・意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 1 違法性・不当性ある各会派の平成 27 年度政務活動費の支出</p> | <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認められるときに請求できるものである。</p> <p>そのため、議員による支出行為そのものは直接監査の対象とはならないところ、本件請求における請求人の主張を善解すると、請求人は、本市議会の会派が支出した平成 27 年度の政務活動費の一部が条例に定められた用途以外の用途に充てられているにもかかわらず、市長が当該会派に対し、不当利得の返還請求を怠っていることが違法・不当であると主張しているものと解される。</p> <p>ところで、本市における政務活動費については、法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年北九州市条例第 2 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 13 年北九州市規則第 25 号。以下「規則」という。）が制定されており、政務活動費を充てることのできる経費の範囲（用途）は条例第 4 条で定められている（以下、この経費の範囲（用途）を限定する定めを「用途基準」という。）。</p> <p>そして、平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決では、「政務調査費は議会の執行機</p> |

関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とした上で、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め・・・執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限合致性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。なお、法の改正により、平成25年度から政務調査費から政務活動費に制度が変更されたが、上記趣旨が変更されるものではない。

上記最高裁判決を踏まえると、各会派が支出した政務活動費の用途基準適合性を審査するに当たって、市長や監査委員は、各会派から提出された収支報告書並びに領収書及び支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の記載から、用途基準に反することが明らかにうかがえるか否かを外形的に判断するしかなく、これを超えて、実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査をすることは予定されていない。

なお、本市議会では、政務活動費の適正な執行を図るため、「政務活動費使途基準の運用マニュアル」（平成 25 年 3 月 1 日施行。以下「運用マニュアル」という。）を策定している。

これは、本市議会内での自主的な規制であって法規範性を有するものではないが、当時の議会改革協議会が、過去の判例や他都市の運用等を丁寧に調査分析して、法の規定に基づく条例の範囲内でとりまとめたものであるから、運用マニュアルに照らして問題のない支出は、基本的には使途基準にも合致しているものと考えられる。

| 請求の主旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 説明・意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 長期欠席議員の政務活動費について</p> <p>A議員は、病気を理由に約2年4か月間、本会議や委員会を全て欠席していることが本年1月になってマスコミ各社より報道された(甲1)。これを受けて、北九州市議会には、このような長期欠席の場合に報酬を減額することを協議するための検討委員会が設置されている(甲2)。</p> <p>さらには、A議員の長期欠席に関連して、市議会のE会派が政務活動費の一部(360万円)を返還するとの報道が本年4月11日になされている(甲3)。</p> <p>しかし、今日まで政務活動費の返還はなされていない。市議会議員の職務の中心は、本会議や委員会への出席である。政務調査活動は、それによって得た知識や情報などを本会議や委員会に反映させてこそ意味がある。本会議や委員会を全て欠席しながら政務活動費を支出することは政務活動費の趣旨に反しており、明らかに不当・違法である。</p> <p>また、職務の本分たる本会議や委員会への出席が出来ないような病状においては、政務調査活動が出来ないことも明かである。仮に、同議員が「本会議や委員会は欠席したが、政務調査活動は行ってきた」と主張するなら、本会議・委員会をないがしろにする姿勢と言わざるを得ない。その姿勢自体極めて問題であるが、本会議や委員会に出席できない病状でありながら、どのような政務調査活動を行ったのか証拠と共に詳細な主張を行うべきである。証拠の提出と詳</p> | <p>条例の使途基準では、「人件費」として「政務活動を補助する職員の雇用に要する経費」及び「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出がそれぞれ認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、市政相談所の職員の人件費、来客用駐車場、暖房用灯油代にかかる費用として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、政務活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務活動費から支出できるとあり、また、自己所有建物を事務所費として使用する場合は要件に従い、賃料は計上せず、管理経費のみを計上しているから、特に問題はない。</p> <p>確かに同議員は病気療養のため本会議や委員会に出席していなかったが、たとえ市政相談室に常駐できる状況になかったとしても、同議員の指示・監督の下に、政務活動を補助する職員が市政相談室の管理運営等行うことは可能であり、直ちに同議員が政務活動を全くしていなかったとまではいえない。</p> <p>なお、請求人は、「A議員の長期欠席に関連して、市議会のE会派が政務活動費の一部(360万円)を返還するとの報道が本年4月11日になされている」とも主張している。同主張の趣旨は不明であるが、甲3は「政務活動費の一部を返還する見通しである」旨の記事に過ぎず、</p> |

細な主張が出来なければ、同議員の政務活動費の支出は全額不当違法と言わざるを得ない。仮に全額が不当違法とまではいえなくとも、E会派が一旦は返還を決めた 360 万円の支出が不当違法であることは明らかである。

実際、同議員の所属会派から市長に対して、そのような決定をしたという連絡はない。

以上のとおり、A議員の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。

| 請求の主旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 説明・意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 B議員の事務所費について</p> <p>B議員は、事務所費について「政務調査室と後援会事務所(資金管理団体)は別の場所にある。政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている為、100%を計上」(甲10)として、以下の費用を政務活動費から全額支出している。(甲11)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務所駐車場借上費</li> <li>(2) 固定電話料金</li> <li>(3) 事務所清掃用具等の使用料(ダスキン)</li> <li>(4) 事業系ごみ専用袋代</li> <li>(5) 電気料金</li> <li>(6) ガス料金</li> <li>(7) NHK放送受信料</li> <li>(8) コピー機リース代</li> <li>(9) コピー機使用料</li> <li>(10) 電話機リース料</li> <li>(11) 事務用品</li> <li>(12) 事務所用品</li> <li>(13) 個事務所暖房用灯油代</li> <li>(14) 上下水道料金</li> </ol> <p>しかしながら、B議員が政務調査室と主張する〇区〇町の事務所は、「後援会事務所」という看板は複数掲げられているが、「政務調査室」という看板は見あたらない(甲4)。この点は、インターネット上でも同じであり、「B後援会事務所」で検索すると、〇区〇町の事務所が後援会事務所として出てくるが(甲5)、「B務調査室」で検索しても何も出てこない(甲6)。</p> | <p>条例の使途基準では、「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、政務調査室の管理経費として政務活動費を支出しており、「政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている」との記載があるから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、自己所有建物を事務所費として使用する場合は要件に従い、賃料は計上せず、光熱費等の管理経費のみを計上しているから、特に問題はない。</p> <p>なお、請求人は、同議員の事務所に「政務調査室」という看板がないことや、インターネット上に「B政務調査室」との記載がないことを理由に、当該事務所で政務活動は行われていないと主張しているが、看板等がなくても政務活動をすることは可能であるから、請求人の主張によっても、直ちに同議員が政務調査室で政務活動を行っていないとまではいえない。</p> <p>また、納入通知書の「私用電話料」とは、「会派控室の電話代」であり、市の財務会計上の区別(「公用」又は「公用以外(私用)」)にすぎないから、「私用電話料」という表記をもって政務活動に当たらないとはいえない。</p> <p>以上のとおり、B議員の事務所費847,403円の支出について、条例の使途</p> |

以上の次第であり、B議員が主張する「政務調査室と後援会事務所(資金管理団体)は別の場所にある。政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている」という主張は虚偽である。看板の掲示状態やインターネットの検索結果からすれば、〇区〇町の事務所は後援会事務所そのものであり、同事務所の維持管理にかかる費用に政務活動費を支出することは明確に違法である。

また、B議員は、事務所費として「会派控室の電話代」を10割政務活動費から支出しているが、添付されている納入通知書によると「私用電話料」となっており(甲12)、政務活動費の支出が許される通話料ではない。以上の次第であり、B議員の支出した事務所費84万7403円(甲7)は違法支出である。

基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。

| 請求の主旨                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 説明・意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 C議員の事務所費について</p> <p>C議員は後援会事務所としても利用している事務所の賃料として、毎月7万8500円を政務活動費から支出しているが、開示している領収書の金額も7万8500円であり、いわゆる按分率の計算を行っていない（甲13）。</p> <p>後援会事務所の賃料として政務活動費を支出することが許されないことは明らかである。そして、同一の事務所で後援会活動を行っているのであれば、7万8500円の支出の半額に相当する3万9250円については、後援会事務所の賃料に該当するから、その12ヶ月分である47万1000円が違法支出となる。</p> | <p>条例の使途基準では、「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、政務活動のために必要な事務所の賃料として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでは、事務所が「政務活動以外にも利用されている場合は、使用実態に応じて経費を按分して支出する必要がある」とされているところ、収支報告書等には、政務調査室の家賃78,500円の領収書が添付され、「家賃月157,000円の1/2ずつを政務調査室と後援会事務所で負担している」旨の記載があり、適切に按分がなされていると認められ、運用マニュアルに照らしても特に問題はない。</p> <p>なお、条例第6条第1項は、政務活動費からの支出に係る領収書の写しの添付を義務付けているが、政務活動費以外からの支出に係る書類の添付は義務付けていないから、後援会事務所において負担している賃料にかかる領収書の写しを添付していないことにも問題はない。</p> <p>以上のとおり、C議員の事務所費の支出について、条例の使途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p> |

| 請求の主旨                                                                                                                                                                                                                                                                              | 説明・意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4 D議員の事務所費について</p> <p>D議員は「駐車場は5台分あるが、3台分を政務活動来客用駐車場に充てている」(甲8)として、来客用駐車場3台分の駐車料金2万2000円を毎月政務活動費から支出している。しかし、来客用の駐車場が常時3台分も必要とは到底考えられない。</p> <p>議員の多くは駐車場代を政務活動費から支出する場合も、1台分に限っており、D議員の3台分の駐車料金支出のうち2台分は不要不急なもので、違法不当な支出である。</p> <p>よって、2万2000円×12ヶ月×2/3=17万6000円は違法支出である。</p> | <p>条例の使途基準では、「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、「駐車場は5台分あるが、3台分を政務活動来客用駐車場に充てている」(甲8)とされ、3台分の月額22,000円のみを政務活動費から支出しているから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでも、駐車場代について、「政務活動のために必要なものである場合は、事務所費として政務活動費から支出できる。なお、政務活動以外にも利用されている場合は、使用実態に応じて支出する必要がある。」とされており、駐車場の台数の上限は定められていないから、運用マニュアルに照らしても特に問題はない。</p> <p>以上のとおり、D議員の駐車場代の支出について、条例の使途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p> |

| 請求の主旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 説明・意見等                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2 北九州市の損害</p> <p>北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第7条によると、その年度において政務活動費に残余があるときは、市に返還されることとなっている。</p> <p>第1項でのべたような違法不当な政務活動費の支出により、本来、市に返還されるべき平成27年度政務活動費の残余额が、少なくとも509万4403円(360万円+84万7403円+47万1000円+17万6000円)減少しており、これだけの損害が市に発生している。</p> <p>よって、監査委員は、前述の支出について、違法・不当な点がないか監査を行うべきである。そして、監査により違法不当な点が明らかとなった場合は、北九州市長に対して、違法・不当な支出の全額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。</p> <p>なお、青森地方裁判所の平成18年10月20日付判決(平成17年(行ウ)4号,甲9)は、判決書12頁において、「議員が政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、これを補足する具体的な説明も行わない場合には、…これを正当な政務活動費の支出であると認めることはできない」と判示している。監査委員においては、この判決の趣旨に則って監査を行うべきである。</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。</p> | <p>以上のとおり、請求人が条例の使途基準に反すると主張する政務活動費の支出は、いずれも法に基づく条例、規則はもちろん、運用マニュアルの規定にも従って適正に支出されたものであり、条例の使途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が各会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はなく、請求人の主張にはいずれも理由がない。</p> |